

[別表]

地域福祉活動活性化事業対象活動

区分	事業内容	助成限度額	
A 地域福祉	1. 小地域ささえあい活動 〔内容〕 (1) 世代間交流活動 (2) 住民アンケート調査や福祉ニーズの把握 (3) 要援護者とのふれあい活動（訪問活動、介護者との集い、除排雪活動等）	150,000円 以内を助成	A～Eの区分を3つ以上選択、ただし助成額の限度を22万円とする。
	2. 情報発信活動 〔内容〕 (1) 広報紙の発行 (2) 各種講座の開催（福祉推進員、健康、介護予防、認知症等） (3) 地域フォーラムや福祉懇談会、研修会の開催等		
	3. 地域の基盤強化事業 〔内容〕 (1) 住民支え合いマップの作成 (2) 福祉推進員の設置 (3) 緊急連絡カード・命のバトン事業の取り組み (4) ボランティア活動推進事業（ボランティアの発掘や啓発活動、講座の開催等） (5) 担い手の発掘・養成		
B 高齢者福祉	4. 高齢者福祉推進事業 〔内容〕 (1) いきいきふれあいサロンの開催 (2) 敬老会開催事業 (3) 料理教室の開催 (4) その他高齢者福祉に係る活動	50,000円 以内を助成	
C 障害者福祉	5. 障害者福祉推進事業 〔内容〕 (1) 施設訪問・見学、施設ボランティア活動 (2) 施設との共催事業 (3) 障害者世帯への生活支援（見守り、声かけ等） (4) その他障害者福祉に係る活動	50,000円 以内を助成	
D 児童福祉	6. 児童福祉推進事業 〔内容〕 (1) 子育てサロン (2) 親子ふれあい教室（クリスマス会、スポーツ大会、物づくり教室等） (3) 子ども食堂 (4) その他児童福祉に係る活動	50,000円 以内を助成	
E 地域実践	7. 地域実践事業□ 〔内容〕 (1) 地区社協が地区のニーズを考慮し発案された事業（事業の立ち上げに係る費用も含む）	50,000円 以内を助成	

【対象経費】

事業運営に係る必要な諸謝金、旅費交通費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、水道光熱費、通信運搬費、会議費、損害保険料、賃借料、諸費